

平成26年度予算編成の概要について

平成26年 3月20日

日本赤十字社群馬県支部

1 平成26年度の予算編成の基本的な考え方については、本社作成の「平成26年度予算編成方針」に基づき、本県支部の実状を踏まえた予算の編成にあたることとする。

2 歳入予算について

支部収入の根幹である社資収入については、東日本大震災の発生から3年が経とうとし、復興支援が継続する中、国内、国外における景気後退の影響を受け、依然として厳しい状況にあることから、本県においては、過去の社資収入実績を勘案し、地区分区の社資募集目標額を平成25年度と同額の305,007千円とする。(平成11年度から据え置き)

なお、その他財源については、前年度繰越金、資金繰入金等により確保する。

3 歳出予算について

経済状況は、景気は緩やかな回復傾向にあるといわれているが、未だに厳しさは変わっておらず、日本赤十字社においてもその影響を受け、社資の増収は見込めない状況にあり、支部経営の視点にも立って厳しく検証し、事業を構築していく。

経費については、透明性を確保するため、事業評価・監査体制を強化し、事業の適正執行を進める。特に、既定経費については、契約方法の適正化を図り、一層削減に努め、人件費についても、本社、施設間人事交流の活用、勤務評定制度の運用等に取り組むことにより最小限の増にとどめることとする。

○主要事業の概要【関係予算科目：項】

1 災害救護体制の充実強化【災害救護事業費】

・支部災害救護訓練の開催

東日本大震災、関越自動車道バス事故での救護活動を踏まえ、首都直下型地震等大規模災害に備え、行政や自衛隊等との円滑な相互支援体制づくり、救護員並びに防災ボランティア等の資質向上を図るため実施する。特に、近隣県支部や県内災害拠点病院 DMAT 及び他防災関係機関との連携を更に強化した訓練とする。

・日本赤十字社関係訓練への参加

第2ブロック支部（関東・新潟・山梨）災害救護訓練（埼玉県支部当番で開催）、隣接県支部救護訓練等広域救護訓練に積極的に参加し、大規模災害に備えた円滑な相互支援体制づくりを構築する。

・国・群馬県・市町村等関係訓練への参加

広域医療搬送訓練、県防災訓練や各地域並びに事業所等で実施される救護訓練等に救護班を派遣し、国、県、市町村、広域消防、自衛隊等関係機関との連携強化を図る。

・救護員研修の開催

各種救護員研修の実施、群馬県災害医療研修への参加等を通じて救護員の知識、技術の向上を図る。研修内容については、東日本大震災や関越自動車道バス事故での救護活動を踏まえ、より実戦的なものとし、看護師に関しては、被災者に対する「こころのケア」研修を開催する。

・防災ボランティアの資質向上

養成研修、フォローアップ研修、4 特殊奉仕団との合同研修等を実施し、救護に係る知識、救護資機材の取扱技術の向上に努めるとともに、ボランティア間の情報共有と連携強化を図る。また、地区リーダーの養成を継続して実施する。

・災害救護装備及び救援物資の整備

地区区分へ移動型炊飯器の更新、階段避難車、救護資材倉庫の配備を行い、災害対応の一層の強化に努めるとともに、県内の赤十字施設へ配備計画に基づく救護資材を配備し災害発生に備える。また、必要な救援物資を整備し災害対応能力の強化を図る。

・DMA T (Disaster Medical Assistance Team) 派遣体制の整備

発災直後から活動するDMA T研修(国主催・日本赤十字社主催)へ救護員を派遣し、資質向上に努めるとともにDMA T派遣体制を整備する。

・救護看護師の確保

看護師確保のための奨学金制度(日本赤十字看護大学、さいたま赤十字看護専門学校等入学者)の充実を図る。

2 講習普及事業の強化【社会活動費】

・救急法・水上安全法・雪上安全法・健康生活支援・幼児安全法講習普及体制の強化を図るとともに、有資格者には資格継続研修を実施し、講習で学んだ技術の維持、向上を図る。

特に、救急法については、防災啓発プログラムの実施、外国人や聴覚障害者を対象とした講習会を実施する。また、幼児安全法については、託児機能を付加した講習会を実施し子育て支援に積極的に取り組むこととする。

3 赤十字ボランティアの活性化【社会活動費】

・様々な分野で活動するボランティアを開拓し、赤十字活動への理解を図る。

各地域奉仕団員等については「災害時における炊き出し」「ほっとケア講習」等への参加を啓発し、活動の場の提供とともに活動の活性化を図る。

4 青少年赤十字の拡充【社会活動費】

・青少年赤十字メンバーが、赤十字精神を理解し、行動できる人材となるよう、青少年赤十字活動の活性化を図る。

メンバーの資質向上と指導者の養成確保を図るため「トレーニングセンター」、「指導者講習会」等を開催するとともに、積極的に県内学校に学習機会を提供し、地区トレセンの充実を図り活動を推進する。

また、赤十字等関係教材の提供を行うとともに、国際理解を図るため、指導者、メンバーを対象とした国際交流事業に取り組むこととする。

5 献血思想の普及【社会活動費】

・関係機関との連携を強化し、一層の献血思想の普及に努め、献血者の拡大を図るとともに、群馬県献血功労者等表彰式を県、血液センターと共催実施する。

6 国際活動の推進【国際活動費】

・「支部の国際活動への参加要綱」に基づき、本社の示す国際協力事業プログラム(ベトナム・フィリピン)へ参加するとともに、事業評価、研修のため赤十字関係者を支援国へ派遣する。また、国際救援・開発協力要員養成のため、職員を研修会へ派遣する。

7 個人指定事業社資充当による災害救護装備整備及び物資の備蓄

【指定事業地方振興費】

・地区区分へ階段避難車、AED、移動型炊飯器の配備を行い、体制強化に努めるとともに、県内の赤十字施設へ配備計画に基づく救護資材及び救護作業服を配備し災害発生に備える。また、入院患者や救護班用の非常食を備蓄し、災害対応能力の一層の強化を図る。

8 社員増強と社資募集の推進【社業振興費】

・日本赤十字社の根幹である社員制度を基本として、地区区分の理解を得ながら、ダイレクトメールの実施や社員の利便性に配慮した口座振替等、新たな社員・社資募集環境の整備に努める。

また、地区区分の意見、要望を聴取するため担当者研修会の開催、地区区分への積極的な訪問により問題点の調査や連携強化を図る。

さらに、社資協力法人に、寄付金付自動販売機設置事業を積極的に展開することにより企業の社会貢献活動と連動した協働活動を推進する。

9 広報活動の充実強化【社業振興費】

・社員に対する社費の使途や赤十字活動の内容等について、具体的な情報提供を新聞折込広告やホームページ等を通じて実施するとともに、県民の赤十字活動への積極的な参加を促すため、自治会等の災害救護訓練視察や地区区分で開催するイベントに積極的に参加することにより広報活動の一層の強化を図る。

10 公認会計士による監査の実施【総務管理費】

・日本赤十字社の監査体制の充実強化の方針に基づき、事業の透明性と適正化を図り、情報公開に対応するため、公認会計士による監査を実施する。